

月1で学ぶ！
消費者の賢コツ

それは本物!? 偽SMSにご注意を!

全国の消費生活センターなどには、宅配便業者を装った「不在通知」の偽ショートメッセージサービス(SMS)に関する相談が寄せられています。偽SMSに記載されている偽サイトへ誘導するためのURLにアクセスすると、身に覚えのない請求を受けることがあります。

事例

スマートフォンにSMSで宅配荷物の不在通知が届いた。確認するためリンク先にアクセスすると何かをダウンロードしていたようだが、すぐに元に戻ったので放置した。数日後、見知らぬ人から不在配達の荷物受け取りについて電話があったが、「私は無関係だ。」と伝え電話を切った。その後、携帯電話の請求明細で1万円以上もの通信料の請求があったことを知った。これは、SMSが届いて以降、私の携帯電話から知らぬ間に海外宛てにSMSを100回以上発信していたことによるものであった。

注意する ポイント

- ①SMSやメールで「不在通知」が届いても、安易に記載のURLへアクセスしないようにしましょう。
- ②URLにアクセスしても、提供元不明アプリのインストールや個人情報の入力はしないようにしましょう。
- ③セキュリティソフトの活用など、偽SMSなどへの事前対策を行いましょう。

●**渋川市消費生活センター** ☎22-2325

月～金午前9時～午後4時(祝日、年末年始を除く)

●**群馬県消費生活センター** ☎027-223-3001

●**消費者ホットライン** ☎188

町ホームページはこちら▶

